

補装具評価検討会開催要綱

1 趣 旨

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第19項の規定に基づく補装具について、種目、名称、型式、額等の検討を行い、種目の採り入れの円滑化や価格の適正化に資すること等を目的として、補装具評価検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

2 組織等

(1) 検討会のメンバーは、検討事項に関連する学識経験者等のうちから、社会・援護局障害保健福祉部長(以下「部長」という。)が委嘱する。なお、部長は、必要に応じて適当と認められる有識者等を臨時メンバーとして委嘱することができる。

(2) 検討会は、次の表の上欄に掲げる名称とし、これらの検討事項は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	補装具第Ⅰ類評価検討会	補装具第Ⅱ類評価検討会
検討事項	① 義肢装具等の、種目見直しや価格変更等に関する事。 ② 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品の指定等についての審査。 ③ その他、義肢、装具に関する事。	① 義肢装具以外の補装具(座位保持装置含む)の種目見直しや価格変更等に関する事。 ② その他、義肢装具以外の補装具に関する事。

(3) 各検討会に座長を置き、互選によりこれを定める。また、座長は検討会の会務を総理する。

3 運 営

(1) 検討会の庶務は、国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所の協力を得て、社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において行う。

(2) 必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 5月19日から施行する。